



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2014 年 NO04 総 58 期

目 次

IP ニュース

- 改正後の「中華人民共和国商標法実施条例」が公布された
- 我国最初の知的財産権管理体系第三者認証機構が誕生した
- 工業情報化部:情報技術の特許出願件数は 3 割を超えた
- 2013 年我国ソフトウェア著作権の登録件数は 18.04%増加した
- 『職務発明条例草案(送審稿)』意見募集開始
- 最高人民法院は 2013 年中国法院十大知的財産権案件を公布した

ビジネスニュース

- 2013 年ハイテク製品の輸出入統計

新法速達

- 海外投資項目承認・届出管理弁法
- 商標法の改正決定施行後の商標案件管轄と法律適用問題に関する解釈
- 小型薄利所得優遇政策関連問題についての通知
- 中小企業発展専門資金管理暫行弁法

IPニュース

改正後の「中華人民共和国商標法实施条例」が公布された

先日、李克強首相は、国务院令第 651 号に署名し、改正後の「中華人民共和国商標法实施条例」を公布した。当該条例は 5 月 1 日から施行される。

全文:

<http://finance.sina.com.cn/roll/20140430/215418980505.shtml>



我国最初の知的財産権管理体系第三者認証機構が誕生した

3 月 26 日、中知(北京)認証有限公司は、国家知識産権局によって工商行政管理部門に発行される営業許可証を取得した。これは我国最初の知的財産権管理体系第三者認証機構となる。

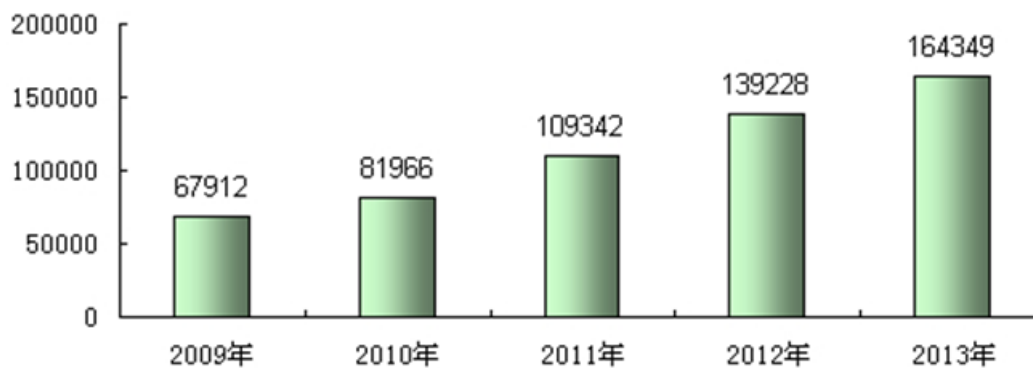
全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5304>

工業情報化部: 情報技術の特許出願件数は 3 割を超えた

先日、工業情報化部知的財産権センターにより、2013 年情報技術領域における特許情勢報告が発表された。同報告によると、2013 年 6 月末までの情報技術の特許出願総件数は 209.9 万件で、全国特許出願総件数の 34%を占めた。また、我国の PCT ルートで提出した国際特許出願件数における情報技術の特許出願件数は 83%に達した。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5334>

2013 年我国ソフトウェア著作権の登録件数は 18.04%増加した



2009-2013 年我国ソフトウェア著作権の登録件数対比図

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

先日、中国著作権保護センター組織によって作成された「2013年中国ソフトウェア著作権の登録状況分析報告」が公表された。同報告によると、2013年の我国ソフトウェア著作権の登録件数は164349件で、昨年同期比18.04%増となった。その内、応用ソフトウェアが130938件で、我国ソフトウェア著作権の登録総件数の約79.67%を占めた。また、2013年に我国で登録されたモノのインターネットソフトウェアは4388件で、昨年同期比70.54%増加し、また、クラウドコンピューティングソフトウェアは3017件で、昨年同期比55.04%増加した。
全文：<http://ip.people.com.cn/n/2014/0422/c136655-24930153.html>

『職務発明条例草案(送審稿)』意見募集開始

国家知識産権局が4月1日、2013年12月に公布の『職務発明条例草案(送審稿)』を正式発表し、意見募集を開始した。

当該送審稿の主要内容については下記の通りである。

1. 単位は職務発明に対して知的財産権を申請し、技術機密として保護し、又は公開する権利を有し、発明者が署名権及び奨励と報酬を獲得する権利を享有する。非職務発明について、発明者が署名権、知的財産権を申請し、技術機密として保護し、又は公開する権利を有する。単位が単位の物質条件を利用して完成する発明の権利帰属を法に従って制定する規則制度の中で規定し、又は発明者と約定できる。発明者と約定せず、又は規則の中で規定しない場合、本条例の規定を適用する。

2. 別途規定又は発明者と別途約定がある場合を除き、発明者が単位業務と関連する発



明を完成した場合、発明の完成日より2ヶ月以内に単位に当該発明を報告しなければならない。発明は2人以上の発明者によって完成された場合、全体発明者又は発明者代表が単位に報告する。発明者がその報告する発明が非職務発明に属することを主張する場合、単位は報告を

受け取った日より2ヶ月以内に書面返答しなければならない。単位が前述期限以内に返答しない場合、発明者の意見に同意したとみなす。単位が発明者と前述期限について別途約定がある場合、その約定に従うこと。

3. 単位は職務発明の知的財産権を獲得する場合、発明者に奨励を即時に与えなければならない。単位は知的財産権を獲得する職務発明を譲渡する場合や他人が実施することを許可する場合、又は自ら実施する場合、当該発明の経済効益、発明者の貢献レベル等に基づいて発明者に合理的な報酬を与えなければならない。単位が発明者に奨励、報酬を与える手順、方式と数額については、法に従って制定した規則制度の中で規定し、又は発明者と別途約定できる。当該規則制度又は約定において、発明者が享有できる権利、請

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

求の救済ルートを告知し、発明者の知る権利及び報酬数額の確定に関する規定に符合しなければならない。

また、単位が職務発明を技術秘密として保護することを決定する場合、当該技術秘密が本単位に対する貢献レベルと発明特許権に関する規定に基づいて合理的な補償を支払うことも明確にした。

全文: <http://www.china6law.com/cn/info/145441bff31f5f8428c0178bae8f1b37>

最高人民法院は 2013 年中国法院十大知的財産権案件を公布した

4月21日、最高人民法院は、「4・26」世界知的所有権の日に合わせて、「知的財産権保護宣伝週間」の活動に関する記者会見を広州で行い、『中国法院知的財産権司法保護状況(2013年)白書』を発表した。

その統計データによると、2013年、全国の各級人民法院は各類の知的財産権一審案件100399件を結審した。その内、民事一審案件は88286件、行政一審案件は2901件、刑事一審案件は9212件で、それぞれ昨年同期比5.29%増、0.07%増と28%減となった。全体的に見ると、案件件数は穏やかに増加したが、涉外知的財産権民事一審案件の増加率は比較的大きく、昨年同期比18.75%増となった。

また、当該記者会見で公表された2013年中国法院十大知的財産権案件は以下の通りである。

一、知的財産権民事案件

1、新材料技術領域における均等論に関する特許権侵害案件

湖南科力遠新エネルギー股フン有限公司と愛藍天高新技术材料(大連)有限公司等との発明特許権侵害紛争上訴案件

【江蘇省高級人民法院(2011)蘇知民再終字第1号民事判決書】

2、“威極”醤油商標権侵害及び不正競争紛争案件

仏山市海天調味食品股フン有限公司と仏山市高明威極調味食品有限公司との商標権侵害及び不正競争紛争案件

【広東省仏山市中級人民法院(2012)仏中法知民初字第352号民事判決書】



3、銭鐘書の手紙の原稿のオークション訴訟前行為の保全案件

楊季康と中貿聖佳国際オークション有限公司、李国強との訴訟前行為の保全案件

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

【北京市第二中級人民法院(2013)二中保字第 9727 号民事裁定書】

4、「アルトマン」著作権侵害紛争案件

円谷製作株式会社、上海円谷計画有限公司と辛波特・桑登猜、采耀著作権有限公司、広州購書センター有限公司、上海オーディオビジュアル出版社との著作権侵害紛争再審申請案件

【最高人民法院(2011)民申字第 259 号民事裁定書】

5、樹脂特許に関する情報の商業秘密侵害紛争案件

SI 国際グループ、SI 化工(上海)有限公司と華奇(張家港)化工有限公司、徐捷との商業秘密侵害紛争上訴案件

【上海市高級人民法院(2013)沪高民三(知)終字第 93 号民事判決書】

6、標準必須特許のライセンス料案件

華為技術有限公司と IDC 公司標準必要特許とのライセンス料紛争上訴案件

【広東省高級人民法院(2013)粵高法民三終字第 305 号民事判決書】

7、「両優 996」植物新品種権実施許諾契約の無効の確認案件

福建超大現代種有限公司と安徽省農業科学院稲研究所との植物新品種実施許諾契約の無効の確認に関する紛争上訴案件

【安徽省高級人民法院(2012)皖民三終字第 81 号民事裁定書】

二、知的財産権行政案件

1、「聖象」著名商標保護案件

聖象グループ有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、河北広太石膏鋸業有限公司との商標権行政紛争上級審で再審理案件

【最高人民法院(2013)行提字第 24 号行政判決書】

2、「金駿眉」通用名称商標権行政紛争案件

武夷山市桐木茶葉有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、福建武夷山国家級自然保護区正山茶業有限公司との商標異議復審行政紛争上訴案件

【北京市高級人民法院(2013)高行終字第 1767 号行政判決書】

三、知的財産権刑事案件

1、偽造食用油登録商標の犯罪案件

宗連貴等の 28 人偽造登録商標案件

【河南省高級人民法院(2013)豫法知刑終字第 2 号刑事裁定書】

http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2014-04/21/content_5467666_2.htm

ビジネスニュース

2013年ハイテク製品の輸出入統計

製品類型	輸出入			輸出			輸入		
	累計金額	昨年同期比	シェア	累計金額	昨年同期比	シェア	累計金額	昨年同期比	シェア
バイオ技術	13.83	45.24	0.11%	6.08	29.03	0.09%	7.75	61.11	0.14%
生命科学技術	444.80	10.27	3.65%	225.77	7.9	3.42%	219.03	12.83	3.92%
光電技術	974.61	-0.6	8.00%	393.29	-0.41	5.96%	581.32	-0.73	10.41%
コンピュータ及び情報通信技術	5665.10	4.55	46.49%	4390.90	4.73	66.50%	1274.20	3.95	22.83%
電子技術	4167.47	22.58	34.20%	1367.91	34.74	20.72%	2799.56	17.4	50.15%
コンピュータ集成製造技術	444.17	-3.75	3.65%	109.61	11.12	1.66%	334.55	-7.79	5.99%
材料技術	105.09	-1.63	0.86%	51.55	11.91	0.78%	53.54	-11.89	0.96%
航空航天技術	353.01	23.18	2.90%	51.12	15.24	0.77%	301.90	24.63	5.41%
その他の技術	17.14	7.85	0.14%	7.07	19.07	0.11%	10.07	1.15	0.18%

全文: http://cys.mofcom.gov.cn/article/zt_gxjs/subjectgg/201403/20140300513695.shtml

新法速達

海外投資項目承認・届出管理弁法

国家発展・改革委員会が4月10日、8日に公布の『海外投資項目承認・届出管理弁法』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 中国資本の投資額が10億米ドル以上の海外投資項目は、国家発展・改革委員会が承認する。注視国家と地区、注視産業に該当する海外投資項目は投資額に関わらず、国家発展・改革委員会が統一して承認する。その内、中国資本の投資額20億米ドル以上、且つ重視国家と地区、注視産業に該当する海外投資項目は、国家発展・改革委員会が承認意見を提出し、国務院に報告して承認する。注視国家と地区には、中国と外交関係を結ばず、又は国際制裁を受ける国家、戦争、内乱が発生する等の国家と地区を含む。

2. 国家発展・改革委員会が承認し、又は国家発展・改革委員会が審査意見を提出し、国務院に報告して承認する海外投資項目は、地方企業が所在地の省級政府発展・改革部門に項目申請報告を直接提出し、省級政府発展・改革部門が審査意見を提出した後、国家発展・改革委員会に報告する。国家発展・改革委員会に報告する項目申請報告は、項目名称、投資主体状況、項目必要性分析、背景及び投資環境状況、項目実施内容、投資・融資方案、リスク分析等の内容を含む。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

3. 投資主体が承認書類又は届出通知書をもって、法に従い外貨、税関、出入国管理と税収等の関連手続きを行う。規定の権限とプロセスにより承認又は届出しない項目に対して、関連部門が関連手続きを行わなければならない、金融機構が貸付を支給してはならない。投資主体は国家発展・改革委員会の承認又は届出が必要とする海外投資項目を実施し、対外に最終的法律拘束力を有する書類を締結する前に、国家発展・改革委員会が発行の承認書類又は届出通知書を取得し、又は締結の書類の中に発効条件は法に従って国家発展・改革委員会が発行の承認書類又は届出通知書を取得しなければならない。

全文: http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201404/t20140410_606600.html

商標法の改正決定施行後の商標案件管轄と法律適用問題に関する解釈

最高人民法院が11日、3月25日に公布の『商標法の改正決定施行後の商標案件管轄と法律適用問題に関する解釈』を正式発表した。

当該解釈の主要内容については下記の通りである。

1. 商標審議委員会が再審査決定又は裁定を作り出す行政案件及び国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という)が商標が出した具体的な行政行為案件に対して不服する場合、北京市における関連中級人民法院が管轄する。第一審商標民事案件は、中級以上人民法院及び最高人民法院が指定の基層人民法院が管轄する。著名商標の保護に該当する民事、行政案件は、省、自治区人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄



区域における中級人民法院及び最高人民法院が指定のその他の中級人民法院が管轄する。

場合、人民法院が審査する際、改正後の商標法を適用する。商標法の改正決定が施行する前に提出の商標異議申請に対して、商標局が決定施行後に当該異議に対して受理しない決定に対して、当事者が行政訴訟を提起する場合、人民法院が審査する際、改正前の商標法を適用する。

2. 商標法の改正決定を施行する前に提出の商標登録及び更新申請に対して、商標局の決定が施行後に当該商標申請に対して受理せず、又は更新しない決定に対して、当事者が行政訴訟を提起する

3. 商標法の改正決定が施行する前に受理の商標再審査申請に対して、商標審議委員会が決定施行後に登録を承認する決定に対して、当事者が行政訴訟を提起する場合、人民法院は受理しない。商標審議委員会が決定施行後に登録を承認しない決定に対して、当事者が行政訴訟を提起する場合、人民法院が関連の訴権と主体資格問題を審査する際、改正前の商標法を適用する。

また、商標法の改正決定が施行される前に登録がすでに承認された商標に対して、商標審議委員会が決定施行前に受理し、決定施行後に再審査決定又は裁定を作り出した場合に対して、当事者が行政訴訟を提起する場合、人民法院の関連プロセス問題の審査は改正後の商標法を適用し、実体問題の審査は改正前の商標法を適用すること。

全文：<http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/03/id/147702.shtml>

小型薄利所得優遇政策関連問題についての通知

財政部と国家税務総局が近日、8日に公布の『小型薄利所得優遇政策関連問題についての通知』を正式発表した。

通知により、2014年1月1日から2016年12月31日まで、年度の課税所得額が10万人民元(10万人民元を含む)以下の小型薄利企業に対しては、所得50%を課税所得額に計上し、20%の税率に基づいて企業所得税を納付する。

また、小型薄利企業とは、『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例、及び関連税収政策で規定される小型薄利企業であり、即ち、国家非制限産業に従事すると同時に下記条件に符合する企業を指す。

1. 製造業: 従業員の数人は100人を超えず、資産総額3000万人民元を超過していないこと。
2. 非製造業: 従業員の数人は80人を超えず、資産総額1000万人民元を超過していないこと。

全文：<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c688745/content.html>



中小企業発展専門資金管理暫行弁法

財政部、工業・情報化部、科学技術部と商務部等の4部署が14日、11日に公布の『中小企業発展専門資金管理暫行弁法』を正式発表した。

当該暫行弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 中小企業発展専門資金(以下「専門資金」という)とは、中央財政予算より手配し、中小企業、特に小型・零細企業の科学技術革新の支持、中小企業の融資環境の改善、中小企業サービス体系の完備化、国際合作の強化等方面に用いる資金である。専門資金が無償援助、持分投資、業務助成又は奨励、代償補償、サービス購入等の支持方式を総合的に運用し、創業投資機構、保証機構、公共サービス機構等による中小企業の支持を奨励する。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

2. 専門資金が専門支出を手配して中小企業が電子情報、オプト・メカトロニクス、資源・環境、新エネルギー・高効率の省エネルギー、新材料、生物医薬、現代農業及びハイエンド技術サービス等領域を巡って科学技術の革新活動(国際科学研究合作項目を除く)を展開することを支持する。専門資金が無償援助の方式を運用し、科学技術型の中小企業の革新項目に対して関連の研究開発支出の40%を超えない比率で援助を与える。革新項目ごとの援助限度額が最高300万人民元を超えない。引導基金が段階的の持分参加、リスク補助及び投資保障等の方式で、創業投資機構及び草創期の科学技術型の中小企業に支持を与える。

3. 専門資金が専門支出を手配して国内中小企業と欧州連合における企業、研究単位等(以下「EU 合作機構」という)が省エネ・排出削減に関する領域で科学研究合作を展開することを支持する。専門資金が無償援助の方式を運用し、科学研究合作項目に対して支持を与える。研究開発プロジェクトが投資額の40%を超えない比率で援助を与え、プロジェクトごとの援助限度額は最高で300万人民元を超えないこと。交流プロジェクトに対しては、実際発生の国際出張諸経費(国際交通費用、会議費用のみを含む)の50%を超えない比率で援助を与え、プロジェクトごとの援助限度額は最高で30万人民元を超えないこと。

全文: http://qys.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201404/t20140414_1066787.html